

# 発達障がいとは



発達障がいは、障がいの困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されることもあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。

養育環境や親のしつけの問題ではなく、脳の機能障がいによるもので、どんな能力に障がいがあるのか、どのくらいの障がいの程度なのかは人によってさまざまです。

発達障がいには、注意欠如多動性障がい（AD/HD）、自閉症、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム障がい（ASD）、学習障がい（LD）などがあります。

障がいがあるために困難なことを「なぜできないのか」「なまけている」と見られてしまうのは、本人にとってつらいことです。

「知らないこと」「初めてのこと」「変化に対応すること」がとても苦手です。言葉だけでなく、絵や写真を使ってあらかじめ本人が納得できるような見通しを示しましょう。

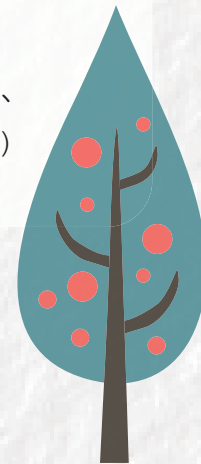
「なめらかに話す」ことができない場合には、あせらずゆっくり接しましょう。

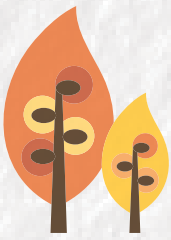


## 注意欠如・多動性障がい（AD/HD）

この障がいには、注意力の欠如・多動性・衝動性の三つの特徴があります。三つの特徴は、年齢あるいは発達につり合わないものや、日常生活を送る中で支障をきたすもののことを指し、次のような症状が低年齢期に見られます。

- ・細かな注意ができず、ケアレスミスが多く、集中力を持続することが難しい。（不注意）
- ・自分の興味のあるものには集中してしまうと、それ以外のことに注意が向けられず、指示や課題（依頼）に応じたり、期限までに書類を提出することや、時間や行動を整理して、道具を揃えたり、時間を守ることが苦手であったりします。（多動性）
- ・結果を考えずに、思いついたことや、周囲からの刺激に対して、反応し、行動を抑えることができないことがあります。（衝動性）





## 自閉症・アスペルガー症候群・自閉症スペクトラム障がい (ASD)

### ・相互的な対人関係の困難さ

呼ばれても振り向かない、目が合わないなど周囲の人と共感的な関係を持つことが苦手です。相手の気持ちが理解しにくく、友だちとの遊びもうまくできなかつたり、社会の色々な決まり事がよくわからなかつたりします。

### ・コミュニケーションの遅れやかたより

他人に意思を伝えること、他人の意思を理解することが苦手で、やりとりが一方通行になつたりします。「もしも」「仮に」といった“たとえ話”を理解できずそのまま事実として受け取ってしまい、混乱してしまうことがあります。

### ・反復的で常同的な行動、興味、活動

環境の変化などに対応することが苦手です。変化に対応できないときは混乱しパニックを起こしてしまうこともあります。同じ行動パターンや興味にこだわったり場所、時間、道順の変更やルール違反などを極端に嫌ったりすることもあります。

### ・感覚刺激に対するアンバランスな反応

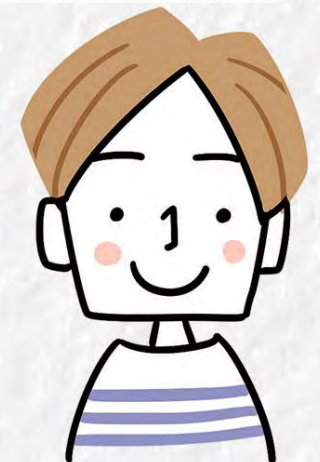
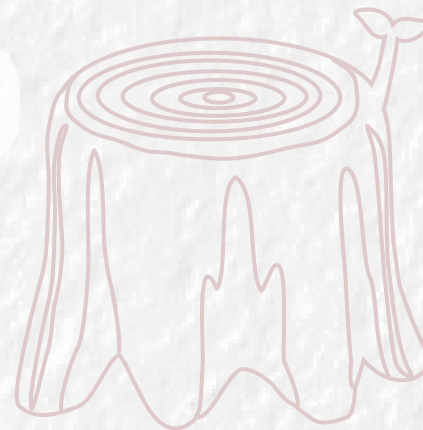
五感（見る、聞く、嗅ぐ、触れる、味わう）や痛みの刺激に対して反応が過敏であつたり、逆に鈍感であつたりします。

## 学習障がい (LD)

全般的な知的発達の遅れはないのに、学習する際に入ってきた情報を処理する過程が上手く機能しないことで、「読み」「書き」「計算」「推論」「聞く」「話す」の中で、特定の能力に著しい困難があります。

耳で聞いて理解すること、目で見えて理解すること、社会の中での自分と周囲の状況や関係を捉えることや、自分の身体がどのように動いているのかを捉えるのが苦手であつたりします。

- ・聞きたい音や声上手く拾えないことから、似た音を聞き誤ることや、言葉が中心の授業では、内容が聞き取れずに理解が遅れていくことがあります。
- ・視力は良くても見え方に課題があり、はずんで見える、二重に見える、文字をひとつずつ追えない、といった場合や、目の動かし方がスムーズではない場合は、よく似た文字を読み違える事や、たどり読み、読み飛ばしがあります。
- ・文字をひとつの記号のように記憶することで、書く際に細かいところが不正確になり、書き順を誤ることがあります。
- ・数の概念や理解に困難がある場合、繰り上がりや繰り下がり、分数や小数の意味が分からずに、計算ミスをします。



## ▶ 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました

この法律は、正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害者差別解消法では、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

### 例

- ・障がいがあることを理由に、施設の利用や習い事の入会を断ること。
- ・車いすを利用していることが理由で、飲食店の入店を断ること。
- ・障がいがあることを理由に、バスやタクシーの乗車を断ること。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。(国の行政機関・地方公共団体等には提供が義務付けられ、継続的な事業を行う個人や団体にも努力義務があります。)

### 例

- ・筆談、文章の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明など、障がいの特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報をうまく提供できるような配慮をすること。
- ・案内表示の文字を大きくするとともに、弱視の人や色覚障がいのある人にも配慮した色の組み合わせにすること。

この冊子では、障がいのある人に対して必要な配慮を紹介していますが、こうした配慮がなぜ必要であるのかも含めて理解することも大切です。

## ▶ すべての障がいに共通した対応について

### ▶ 障がいのある人の実際をよく理解しましょう

障がいの種類や程度によって、必要とされる対応が異なります。ある人にとっては助けとなることが、別の人にとっては障壁や困難となることもあります。相手の身になって、本当に必要とされている支援が何か心に寄せてください。そのためには事例や知識を学ぶ研修に参加したり、障がいのある人に話を聞くことが必要です。

### ▶ 積極的に声をかけましょう

障がいのある人の立場で考えてみると、街には障がいのある人の社会参加を阻むような状況がたくさんあることに気づきます。駅や交通機関、店舗や施設で障がいのある人は不便を感じる事が多くあります。すぐに解決できなくても、困っていたら積極的に声をかけることが望まれます。ただし、一方的な支援の提供は迷惑にもなりかねないので、必ず本人の意思を確認して行動するようにしましょう。

### ▶ おだやかな口調で話しかけましょう

頭ごなしに叱ったり怒鳴ったりすると、混乱して固まってしまわれたり、パニックになる人がいます。話すときは穏やかに、ダメ出しではなくどうすればよいかを具体的に丁寧に説明してみましょう。よいモデルが身近にあるのも有効です。もしも、混乱することがあっても責めたりせずにそっと見守り、落ち着いたら優しい口調で話しかけましょう。

## 発達障がいのある人への具体的な配慮例

### ハード面での配慮

トイレや更衣室などのマークの形や色、表記などはなるべく統一し、誰でもわかりやすいように改善することが望めます。

視覚的な情報の方がわかりやすい場合が多くあります。

コミュニケーションが苦手な発達障がいのある人には、言葉以外に絵、文字、実物、身ぶりなどを交えて、短い言葉でおだやかに分かりやすく伝えることが安心につながります。特に聴覚過敏がある人は、騒がしい場所では話を理解することが難しい場合があります。なるべく静かな場所を用意することが望ましいです。

発達障がいのある人の中には、キャッチセールスの被害にあったり、パソコン・スマートフォンの悪質サイトに知らずにアクセスして被害にあう人もいますので、周囲の人の注意やアドバイスが必要です。

### ソフト面での配慮

- ▶ 待ち時間が長くなるとどのくらい待てばよいのか理解できず、落ち着きがなくなり不安定になることがあります。
- ▶ 診療内容が理解できず、治療時に騒いだりパニックになったりします。



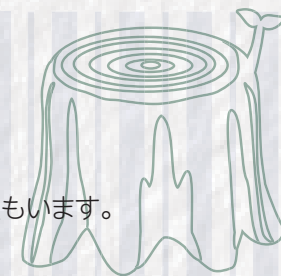
### 場面① 病院や窓口で

#### 必要とされる配慮や支援

- ▶ 申し出があれば、受付のあと車や別室で待つことに理解を示し、順番がきたら携帯電話などに連絡し、呼び出すようにしましょう。
- ▶ 手順をあらかじめ本人にわかる方法で示してから、診察や治療を行きましょう。

### 場面② 大きな災害で避難する時

- ▶ 災害時等の状況把握や対応が難しい人がいます。
- ▶ 難しい単語や早い話が理解しづらい人もいます。
- ▶ 環境の急激な変化でパニックを起こしやすくなる人もいます。
- ▶ 大勢の人がいる場所が苦手な人もいます。



#### 必要とされる配慮や支援

- ▶ 一対一で声をかけるなど、なるべく落ち着いて過ごせるように心がけましょう。
- ▶ 全体に向けたアナウンスだけでなく、掲示板への掲示や個別にわかりやすい言葉で伝えましょう。
- ▶ その人の行動をよく知っている家族や支援者から、落ち着ける状況を聞き取り、対応しましょう。
- ▶ 災害の状況を的確に判断するのが困難なため、絵、図、文字などを組み合わせるなどわかりやすい言葉で状況を説明し、避難所の中での自分の居場所やトイレの位置などを伝える必要があります。
- ▶ 体育館以外の教室などが確保できれば、そうした教室を手配して落ち着ける環境を作りましょう。単身での避難や、災害状況把握が困難であるため、災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠です。その際、精神的に不安定にならないよう、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応する必要があります。努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにし、災害の不安から大声をあげるなどの行動をしても叱ったりしない、移動させるときは一人にしないなどの配慮が必要となります。
- ▶ 避難所においては、環境の変化を理解できず混乱したり、不安になったりする場合があるので、気持ちを落ち着かせるような配慮が必要となります。周囲とコミュニケーションが十分にとれないためトラブルになることもあるので、場合によってはパーテーションで仕切りを設けたり、個室を確保するなどの配慮が必要となります。

## 地域の相談窓口

### 長岡京市 健康医療推進室

☎075-955-9704 ☎075-955-2054

〒617-8501 開田1丁目1番1号

### 長岡京市 障がい福祉課

☎075-955-9549 ☎075-952-0001

〒617-8501 開田1丁目1番1号

### 京都府 乙訓保健所

☎075-933-1151 ☎075-932-6910

〒617-0006 向日市上植野町馬立8

### 乙訓ポニーの学校

障害児相談支援 計画相談支援

☎075-952-5000 ☎075-953-5200

〒617-0813 井ノ内西ノ口17番8

### 長岡京市障がい者地域生活支援センター 「キャンパス」

障害児相談支援 計画相談支援

☎075-963-5508 ☎075-963-5509

〒617-0833 神足2丁目3番1号 総合交流センター2階

### 相談支援センターみちくさ

計画相談支援

☎075-953-9213 ☎075-953-9215

〒617-0813 井ノ内広海道42番3

### 相談支援事業所ぱれっと

計画相談支援

☎075-957-5350 ☎075-957-5350

〒617-0835 一文橋2丁目25番26号

### 長岡京市 こども福祉課

☎075-955-9558 ☎075-952-0001

〒617-8501 開田1丁目1番1号

### 長岡京市 教育支援センター

☎075-963-5533 ☎075-963-5517

〒617-0833 神足2丁目3番1号 総合交流センター5階

### こらぼねっと相談支援センター

障害児相談支援 計画相談支援

☎075-953-4452 ☎075-953-4457

〒617-0823 長岡2丁目1番39号 小森ビル2階

### 相談支援室のこのこ

障害児相談支援 計画相談支援

☎075-874-7373 ☎075-874-6510

〒617-0814 今里西ノ口17番9

### 相談支援事業所アンサンブル

計画相談支援

☎075-956-2543 ☎075-956-2547

〒617-0844 調子2丁目5番7号

### 乙訓若竹苑

計画相談支援

☎075-954-6501 ☎075-954-6588

〒617-0813 井ノ内西ノ口17番8

### 晨光苑相談支援事業所

計画相談支援

☎075-955-0055 ☎075-959-3311

〒617-0813 井ノ内朝日寺27番2

### 発達障害者支援センター

発達障がいのある方とご家族が地域の中で安心して、より豊かに生活できることを目指して、生活や就労に関する相談、助言、情報提供などの支援を行います。

### こども発達支援センター

年齢や障がいに応じた総合的な療育を通じて、ご家族や地域と手をたずさえながら、こどもの健やかな成長と発達を支援します。

### 障害者就業・生活支援センター

身近な地域で、障がい者の就業面と生活面の支援を一体的に行い、ハローワーク、障害者職業センター、福祉施設等の関係機関と連携しながら、障がい者の雇用の促進や職業の安定を図ります。

### 特別支援学校地域支援センター

特別支援学校がその専門性を活かし、地域の関係機関等と連携をとりながら、障がいのある子ども、その保護者並びに保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等に対する相談と支援を行っています。障がいのある子どもが地域において豊かに生活できるようサポートすることにより、自立と社会参加の促進を図ります。

### 京都府発達障害者支援センターはばたき

☎075-644-6565 ☎075-644-6567

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町120  
京都府精神保健福祉総合センター内

### 乙訓國域支援センター乙訓ひまわり園

☎075-935-0101 ☎075-935-0113

〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪13-1

### こども発達支援センターすてっぷセンター

☎0774-64-6141 ☎0774-64-6151

〒610-0331 京田辺市田辺茂ヶ谷186-1

### しょうがい者就業・生活支援センター アイリス

☎075-952-5180 ☎075-952-5175

〒617-0833 神足2丁目3番1号 バンビオ1番館7階

### 向日が丘相談・支援センター

☎075-951-8361 ☎075-951-8362

〒617-0813 井ノ内朝日寺11番 向日が丘支援学校内



長岡京市では、ライフステージごとの切れ目のない支援につながるよう、発達支援ファイル『ながおかきょう“リンク・ブック”』の利用・啓発をすすめています。

“リンク・ブック”は、使用する場面が増えるほど情報が蓄積され、ご本人の理解に対する共通基盤となります。

ご本人が自分らしさを発揮し、健やかに成長・発達できることを願って、ぜひご活用ください。

- ご本人のライフステージごとに、保健・福祉・教育などの関係機関との情報交換のツールとして活用してください。
- “リンク・ブック”には多くの個人情報が含まれています。プライバシーに十分に配慮し、慎重な取り扱いをしてください。

### ながおかきょう“リンク・ブック”ってどんなもの？

- “リンク・ブック”は、支援やアドバイスを必要とする人の成長・発達、家庭生活、集団生活、通院、福祉サービス利用状況などを記録しておくためのツールです。
- “リンク・ブック”を活用することで、説明の繰り返しや伝え漏れを防ぎ、ご本人に関わる人たち（保育所（園）・幼稚園や学校の先生、保健師、行政職員、病院のスタッフ、習い事の先生など）にご本人の様子を正しく理解してもらうことができます。
- また、ご本人がこれまでに受けてきた支援の内容や必要な配慮についての記録を残すことで、ライフステージごとに切れ目のないスムーズな支援につながります。

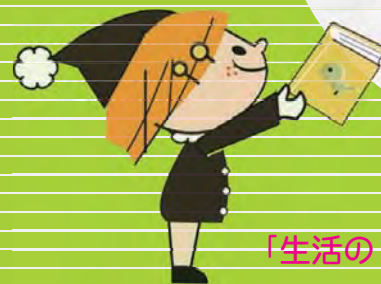
### ながおかきょう“リンク・ブック”の使い方

- “リンク・ブック”は、保護者またはご本人が記入し、管理してください。
- すべての欄に記入する必要はありません。必要な様式や項目を選んで記入してください。
- 各様式は長岡京市のホームページからダウンロードすることができます。必要な様式を追加して使ってください。
- 医療機関や相談機関から提供された資料（検査結果、個別支援計画等）も綴じておくと便利です。
- 関係機関への“リンク・ブック”の内容の提示やコピーの提出にあたっては、保護者またはご本人の判断により行ってください。

お問合せ／リンク・ブック配布先：長岡京市役所（<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp>）

課室名	電 話	FAX	住 所
健康医療推進室	075-955-9704	075-955-2054	〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号
こども福祉課	075-955-9558	075-952-0001	
障がい福祉課	075-955-9549	075-952-0001	

知ってくださ  
い  
ぼくのこと  
わたしのこ  
と



「生活のしづらさ」を持った人々と共に  
誰もが暮らしやすい街にするために

